

カナダにおける子の扶養をめぐる一考察

—とくにオンタリオ州について—

村
井
衡
平

目次

- 一 はじめに—わが国の事情
- 二 親が子を扶養する義務
 - ① コモン・ロー
 - ② 連邦およびオンタリオ州の法律
- 三 扶養料を決定するための要因
 - ① パラス方式（以上、本号）
 - ② 親の資産・収入（以下、次号）
 - ③ 子の資産・収入
 - ④ 子の教育費用
 - ⑤ 親子の行状

⑥ 両親の合意
四 おわりに——家族扶養計画法

一 はじめに——わが国の事情

世の中には、自分の労働力や資産だけでは独立して生計を維持することができない人々がいる。その原因として、老幼・病弱・心身障害などいろいろあろうが、これらの人々の生計をどのようにして維持していくか。解決の方法は、それぞれの国や社会によつて異つてゐる。わが国において、民法第八七七条により、私的扶養として直系血族および兄弟姉妹間には当然に扶養義務が生じると定めている。この私的扶養には、理論的にみて性質の異つた二つのものが含まれる。一つは、夫婦相互間の扶養および親と未成熟の子の間の扶養であり、夫婦関係・親子関係にもとづく共同生活の本質を形成する同居・協力・扶助の義務および監護・教育の義務から当然に要請されるもので、生活保持の義務という。もう一つは、右にあげた二つの関係以外の親族間の一般的扶養であり、これはいわば生活保障の代わりをするもので、生活扶助の義務という。そして、親の未成熟子に対する扶養義務は、一応、生活保持の義務に含まれると考えられてきた。しかし、実際にこれが問題となるのは、父母が別居したり、離婚したり、婚姻外にあるために、子が親の一方または双方と共同生活をしていない場合であり、このような場合に、親の未成熟の子に対する扶養義務を一般親族間の生活扶助の義務とその本質を異にする生活保持の義務としてよいのかという疑問が生じてくることになつた。⁽¹⁾ この疑問に対する答えは、結局のところ、親が未成熟の子に対して負う生活保持の義務の根拠をどこに求めるかでちがつてくる。

親が未成熟の子に対し親権をもつことを根拠とする親権説によれば、離婚後に子の親権者となつた父母の方または非嫡出子の母は、親権にもとづいて、子に対して生活保持の義務を負い、生活費の全額を負担しなければならない。親権者でない親は生活扶助の義務を負うにすぎない。他方、親子間に血のつながりのあることを根拠とする親子血縁説によれば、子の親権者であるかどうかに關係なく、血縁のある限り、つねに子に対して生活保持の義務を負うことになる。⁽²⁾ そして、判例によれば、離婚後の父母についても、非嫡出子の母についても、はじめは親権説が目立つたが、少しおくれて登場した親子血縁説が急速に勢いを増し、現在までのおよそ三十五年間、親子血縁説一色の裁判状況が続いたとされる。⁽³⁾ したがつて、現在では、血縁の存在する限り、親は未成熟の子に対し、つねに生活保持の義務を負わされるとみてまちがいない。

本稿を進めるに当つて、予め理解を得ておく便宜上から、わが国において親の未成熟の子に対する扶養義務が学説・判例でどのように扱われているのか、簡単に触れてみた。ここで考察の視点をカナダの事情に移すことにする。

筆者はこれまで、カナダにおける親子の関係については、子の監護と宗教の問題⁽⁴⁾、子の監護と面接の問題⁽⁵⁾をとり上げ、また離婚扶養料の一時払いの問題⁽⁶⁾でも触れるところがあつた。本稿では改めて、カナダにおいて、親の子に対する扶養義務について連邦および各州はどのように対応しているのか、具体的にはどのような法律がみられるのか、そして子の扶養料を算定するに当つて裁判所は実際にどのような要因を考慮しているのか。これらの問題に焦点を絞り、コモン・ロー諸州の一つであるオンタリオ州について、法律および判例を詳しく検討していくことにする。

カナダにおける子の扶養をめぐる一考察

(1) 上野雅和「扶養義務」星野英一編 民法講座 親族・相続三〇八頁、島津・久貴編「新判例コンメンタール」民

法43 親族I三二三頁。

(2) 田村五郎「親子の裁判」、(1)二〇〇年一六一頁。
(3) 田村五郎・前掲書二六三頁。

(4) 村井「カナダにおける子の監護と宗教」神戸学院法学第一二卷一号一二三頁一一五〇頁。

(5) 村井「カナダにおける子の監護と面接」(一)(二)神戸学院法学第一四卷二号三三頁一六八頁、同三・四合併号二八三頁一三一四頁。

(6) 村井「カナダにみる離婚扶養料の一時払い」神戸学院法学第一六卷四号一頁一四〇頁。

二 親が子を扶養する義務

① コモン・ロー

イギリス議会は、一七九一年の「立憲条令」の第二条において、オタワ河を境にして、それぞれ固有の議会をもつ別個の植民地として、東のロワー・カナダと西のアッパー・カナダを創設した。⁽¹⁾ イギリス人、スコットランド人およびアイルランド人より成るアッパー・カナダでは、イギリスのコモン・ローが継受されることになった。⁽²⁾ すなわち、アッパー・カナダの議会は、一七九一年十月二十五日に最初の法律として、「アッパー・カナダにイギリスの民事法 (Civil Law) を導入する法律」⁽³⁾ を制定した。これによつて、一七九一年現在のイギリスのコモン・ローがアッパー・カナダの地に継受され、その後、カナダ自治領 (Dominion of Canada) の成立とともに、オンタリオ州へとうけ継がれることになった。

といひや、イギリスにおいて、初期の私法 (Private Law) は、子がどのように養育されるかについてほとんど関心をもつていなかつた。関心は主として地主階級による支配者としての要求に奉仕することを目的としたため（嫡出という概念を通じて）信頼できる相続人を確認することと、さらに（相続・後見および婚姻の統制を通じて）財産を移転し、保存することに集中していた。⁽⁴⁾ このような観点から、コモン・ローによれば、父は彼の幼児に対してほとんど絶対的な監護権 (The Right of Custody) を有していく、この権利は重大な非行が立証された場合にのみ喪失することになつた。

時を経て、大法官裁判所は、子の監護および教育に関しては、子の最善の利益 (Best interest) が考慮されるべきであると認めるようになつた。そして、このような衡平法の原則は、カナダのいくつかの州に継受されたといわれる。⁽⁵⁾ しかし、扶養の問題については、これと全く別の様相を呈していることに注目しなければならない。コモン・ローによれば、親はその子を扶養 (maintain) し、教育 (educate) し、または世話 (care) をすべき強制的な法律上の義務を負わざれる」とはない。普通一般に理解されている義務という点からいえば、イギリスのコモン・ローにそれを意味する表現を見出すことはできなかつた。つまり、親が自分の子に扶養料を支払わなければならぬ民事上の義務と、いうものは存在しなかつた。⁽⁶⁾ 子が未成熟の間、親は彼らの子に対して扶養の義務を負うことについては、社会的・道徳的に自明のことであつた。コモン・ローもそのことを認めてきた。しかし、コモン・ローでは、子が親からうける扶養の利益を子の権利として認め、それが実現されない場合、子にその権利の執行を認めたケースはかつてなかつたといわれる。⁽⁷⁾ ブラックストンも一七六五年に、親が彼等の子に扶養料を用意する義務は自然法 (Natural Law) の原則の一つであり、この義務は自然の理法それ自身によるのみでなく、彼等が子をこの世に生み出したという彼等自身の固有の行為により、彼等に負わされるものであると

指摘するに留まり、民事上の義務とは認めていなかつた。⁽⁹⁾

やうに降れば、女王座裁判所の Bezeley v. Foder (一八六八) 事件⁽¹⁰⁾がみられる。この事件において、妻が正当な理由にもとづいて夫と別居し、七才未満の子は、夫の意思に反して妻と同居している。妻に子の監護を付与する命令が記録長官 (master of rolls) によつてなされ、子は適切に妻の世話をもとにあるが、妻には子を扶養する資力がない。これに対しても、裁判所は、彼女に夫の信用を担保として子の必需品を購入できる默示的な権限があると認めた。さらに加えて、コモン・ローでは夫の側に、彼の子を扶養すべきいかなる義務も存在しておらず、その責任はひとえに枚貧法 (poor Law) に関する制定法の強制的な効力のみに由来する旨を明示している。

枚貧法といえば、一般にエリザベス女王によつて一六〇一年に公布された救貧法を指していて、これによつてはじめて、イギリス法において子が法律上で承認されたといわれる。⁽¹¹⁾しかし、実際にはこの四年前、一五九七年に一六〇一年の法律とほとんど同一のものが制定されていたし、さらにそれ以前にも、子が刑法上で責任を負わされる年令および子が家族の財産を相続するができる年令に関する詳細な規定がすでに存在していた。⁽¹²⁾そして、一五九七年法をみれば、「貧窮、老令、盲目、跛行、病弱の者、その他働くことのできないすべての貧民の両親あるいは子は、十分の資力ある場合、治安判事によつて、四季裁判所において査定されたとおりに、またその率に従つて、自己の費用によつてその貧民を救済し、扶養しなければならない。もしそれを怠る場合には、毎月二十シリングの科料に処せられる」との規定がある。⁽¹³⁾

右の規定については、これが親子扶養のきわめて重要な原則を確立し、一六〇一年法の第六条でこの扶養義務の範囲が、各人にそれぞれ扶養能力がある場合、祖父母にまで拡大されることになつたとの説明がみられる。⁽¹⁴⁾し

かし、りの説明とはへんなせむじ、救貧法上での親子間の扶養義務とわれるものは、決して民事上の扶養義務を認めるものではなかつた。それと全く別の次元の問題である」とを見誤つてはならない。父の子を扶養する義務はござんとして固有の義務であり、権威であったといわれるに留まり、子の扶養については、監護の問題と異なり、ローマン・ローは終始一貫してこれを民事上のの義務と認めていた事実をはつきり示している。つまり、事实上、日常生活において子の身辺を世話し、保護するとこう意味での監護の問題とそのために必要な費用を負担すべき民事上の扶養義務とははっきり区別して扱われてゐたとするべきことにならう。

- (1) The Statutes at Large. 1791. pp.294-310.31 Geo III. ch.31.
- (2) Harley. Courts and Procedure. Mich. L.R. vol. XII. p.340. (1914)
- (3) Falconbridge, Law and Equity in Upper Canada. U. of Penn. L.R. vol.63. pp.2-3. (1914). "An Act introducing the English civil Law into Upper Canada." 32 Geo III.ch.I. (U.C.)
「財産権および訴訟権、証據および裁判上の証拠に関する事項」にて云々、同日現在のイギリスの法律が拘束力を有する。ただし、ハッパー・カナタにおこる効力を有する州議会の法律により、またはハッパー・カナダの法律によって廃止されたもの等、りの限りだな。
- (4) M. Hoggett, Parents and Children. The Law of parental responsibility. 4ed. p.6. (1993)
- (5) A.Klein, Family Law Award in Canada. p.190. (1987).
- (6) S.Fodden, Canadian Family Law. cases and materials. p.8-100. (1977)
- (7) A.Klein, op.cit., p.190. (1987)
- (8) 東和敏「ハキラス[家族法]との保護」 |十五頁。
- (9) M. Hoggett, op.cit., p.6. (1993)

- (10) L.R.-Q.B. (1868) vol,III. p.559.
- (11) H.Hamble, Law for parents and children, p.1. (1986)
- (12) 田代不二男「英國救貧制度」五十六頁。
- (13) 田代不二男・前掲書五十六頁。
- (14) 田代不二男・前掲書五十六頁。
- (15) 黒木三郎監修、「世界の家族法」四十一頁。

② 連邦およびオンタリオ州の法律

一八七二年にイギリスのコモン・ローを継承したオンタリオ州では、親が子を扶養する義務の存否について、⁽¹⁾ Childds v. Forfar (⁽²⁾ 一九一二) 事件がこれを明示している。この事件において、ある夫婦の子を現実に扶養した人が扶養料四五二ドルの支払を夫婦に請求した。裁判所はこれに對して、まず次のようにいう。すなわち、州の議会は最近、いくらかイギリスの救貧法の線に沿つて、ある場合に子が彼等の親を扶養する責任を負わしたけれども、親が彼等の嫡出子を扶養する責任を負わせるいかなる法律も存在しない。イギリスの救貧法はこの国において効力を有しない。そして、カナダの刑法典にかかる責任を作り出す意図はないし、たとえあつたとしても、効果はないであろうし、私権 (civil right) は州の議会の専属的な管轄権に属しているというのである。

このような事情を前提として、裁判所によれば、親の側には彼の未成年の子を扶養すべき民事上の義務は存在しないけれども、疑うべくもなく、そくすべき道徳上の義務は存在しており、他人が親の了解と用意のもとに彼

の道徳上の義務を免れさせるとき、かかる世話のために合理的と考えられる報酬を支払うべき默示の約束が存在すると認め、夫婦が四五二ドルを支払うよう命じている。すなわち、親が子を扶養する義務は単なる道徳上の義務にすぎないものであり。コモン・ローによれば親は子を扶養すべき民事上の義務を有しないという命題を確認したものということができよ。

その後、Rex v. Wright (一九三二) 事件⁽³⁾では親の扶養義務と刑事責任の関係が問題となつた。この事件において、離婚後に母は十六才未満の娘と同居しているが、一九三〇年九月一日以降、父が娘に生活必需品を支給することを怠つてゐる事実は、連邦刑法第二四二条三項に違反していると主張した。同項によれば、「(a)夫または家族の長として、彼の妻または十六才未満の子のために生活必需品を支給すべき法律上の義務を負う人、もしくは(b)親または監護者として十六才未満の子に生活必需品を支給すべき法律上の義務を負う人が、妻または子が貧困な状況にあるとき、合理的な理由なしにかかる必需品の支給を怠り、またはこれを拒否するとき、有罪として起訴されるか、五〇〇ドルの罰金、または一年間の拘禁もしくはこの両方を科せられる」と定めている。つまり、刑法典によれば、親の刑事責任を問う前提として子のために必需品を支給すべき法律上の義務が存在しなければならないが、オントリオ州ではコモン・ローによつてかかる義務は認められていないから、たとえ扶養しなくても、刑法典のもとで責任を問われることはないとということになる。

右の判決の結果、扶養義務をめぐるコモン・ローの欠陥が明白となり、これを是正するために一九三一年に幼児扶養法 (The children's maintenance Act) がはじめて制定されたことになつた。Re Gutsch (一九五九) 事件によれば、同法は一九三一年以降、少しも変更されることなく法典に記載されているといわれる。同法はその後、一九六〇年法第五十一章から一九七〇年法第五十五章につけ継がれている。こゝでは一九七〇年のオンタ

リオ修正法 (Revised Statutes of Ontario) の第五十五章⁽⁵⁾によれば、条文の内容は次のとおりである。

第一条 すべての親は、十六才未満の彼の幼児 (Child or children) を幼児の生活場所・資産および幼児が彼または彼等自身を扶養する能力を考慮して、扶養し、教育するものとする。

第二条 合法的な理由なしに、第一条に従わないすべての親は、有罪とされ、三ヶ月を越えない期間の拘禁に処せられる。

第三条 この法律のどの規定も、親・監護者または両親に代わって行動する人の異議に反して、幼児に特別な医学的処置を強制しないものと解釈される。

一九六八年の連邦の離婚法よりすでに以前に、オンタリオ州では親の子に対する民事上の扶養義務を明示していくことになる。

連邦議会による一九六八年の「離婚に関する法律」(An Act respecting Divorce) は第一条において、「婚姻による子」を定義し、夫婦の子一人一人であり、問題となるときに、(a)十六才未満であるか、または(b)十六才以上であり、彼等が責任を負いながら、疾病・行為無能力その他の理由により、彼自身で責任を免れることができないか、もしくは生活必需品を自給できないものを意味すると定める。⁽⁶⁾つまり、離婚法にいう子とは十六歳未満、ときにはそれ以上の者を含むことを明示しており、離婚後の子の扶養料の問題については、当然にこれが適用される。そして、これまでコモン・ローによつては認められなかつた子のための扶養料に関して、付隨的救済と題して次のように規定している。

第十条 異婚の訴が提起されたとき、それについて救済を与える管轄権をもつ裁判所は……(b)訴の審理および判決にいたるまで、婚姻による子の扶養料ならびに監護・養育および教育について……適当かつ公正と考

えられる仮の命令を発することができる。

第十一条 離婚仮判決を与える場合に、裁判所は、当事者の行為、各自の条件・資力および他の事情を考慮し、それが適當かつ公正と考へるとも、夫または妻に対し……婚姻による子……の扶養料として、裁判所が合理的と判断するところに従い、一時金もしくは定期金を保証し、またはその支払いを要求する命令を発することができる。⁽⁷⁾

右にみたのは連邦の離婚法の規定であり、子の扶養料も当然に親が離婚したのちの」とを問題にしている。これらとは別個に、各州議会は婚姻中の子の扶養料の問題について立法権をもつていて、連邦法と州法の規定が矛盾する場合には、連邦法が優先し、州法は効力をもたないが、明白に矛盾する例はほとんどないといわれる。⁽⁸⁾ オンタリオ州についてみれば、一九三一年に幼児扶養法が制定されたのち、しかも一九六八年の連邦の離婚法よりも早く、一九六〇年にはすでにいくつかの法律が子の扶養について規定している。ここでは幼児扶養法以外で一九七〇年のオンタリオ修正法に掲載されている順にこれらの法律をみれば、次のとおりである。

(1) 第一〇五章 遺棄された妻および幼児の扶養法 (The Deserted wives and children's Maintenance Act)⁽⁹⁾

一 一九六〇年法

第二条・一項 彼の幼児を遺棄した父は、父または幼児がそゝに居住する地に管轄権をもつて地区裁判所(家族部)を統轄する判事の面前に呼び出されることができる。判事は、父が故意に幼児を扶養する」とを拒否または怠つたと確信するとき、父の資産および幼児が彼自身を扶養することができる資産を考慮し、父に対し、判事が適切と判断するとき、父の扶養命令の中で指名された人に支払うよう命じることができる。

ここで参照できたのは改正された一九六〇年法の条文であり、元の一九六〇年法との異同は明らかでない。

(二) 第一八七章 幼児法 (The Infants Act) —一九六〇年法

第四条 裁判所は、また、父のおかれている特別な事情または不動産の価格に従い、裁判所が合理的と判断する金額がいつでも、父により、または幼児の所有する不動産より、幼児の扶養のために支払われるよう命じることができる。

(三) 第一三三章 婚姻訴訟事件法 (The Matrimonial Causes Act) —一九六〇年法⁽¹⁰⁾

第五条・一項 婚姻訴訟において、裁判所はいつでも、終局判決の前または後に、婚姻による幼児の監護・扶養および教育に関する公正と思われる処置をとることができるし、また婚姻による幼児の世話・扶養および教育のために必要とされる金額を父または母が支払うよう命じることができる。

右のようにして、オンタリオ州においては連邦に先立つて、すでに一九六〇年にいくつかの法律の中で一般的に親に負わされる扶養義務を定めていた。では、親は子が何才に達するまでかかる義務を負うのか、子の年令については幼児扶養法の第一条で十六才未満の子とする以外に、他の法律には何の規定も見当らない。だが、一方、連邦の一九七〇年の刑法典 (criminal code) は第一九七条・a 項において、すべての人は、親・養親・監護者または家族の長として、十六才未満の子に生活必需品を用意する法律上の義務を負わされるるとし、さらに同条・c 項において、彼の責任のもとにある人が、拘留・年令・疾病・精神病または他の理由により自己の責任を免れるととも、および自己の生活必需品を用意できないときもまた、彼の義務は継続する旨を定めている。⁽¹²⁾ また、十六才未満という年令の制限は、子の扶養に関するオンタリオ州の法律と符合するといわれ、また、さきにみた連邦の離婚法第二条の中の“その他の理由により”という文言についても、裁判所は子が十八才を越えてフル・タイムの学生として勉学する場合をも含むと解釈していた。⁽¹³⁾ このような説明を総合するとき、親の子に対する扶養義

務は、子が十六才に達すれば一応は終了するが、ときにはなお継続する場合もあるところになるとになろう。

だが、ここで一つの転機が訪れた。オンタリオ法律改正委員会 (Ontario Law Reform Commission) が一九七五年に公表した『家族法に関する報告書』によれば、第六部を“扶養義務” (support obligation) と題し、親が子を扶養する法律上の義務は、子が十八才に達したか、またはそれ未満で婚姻する」とによつて終了すべきである旨を勧告した。⁽¹⁴⁾ これに対し、二人の委員は、親が別居していない場合、扶養は子の教育および訓練が継続するとき、十八才を越えても継続すべきであると反論した。このような反論をふまえながら、一九七六年十月にオンタリオ州議会に家族法改正法 (The Family Law Reform Act) を上呈するに当り、法務長官は、子の扶養の年令に関連して次のよつた見解を表明している。すなわち、十八才まで子に課せられる制定法上の依存は、彼の生存権および自由の多くを浸食するであろう。十六才になれば学校を去り、車を運転し、社会保険に入り、就職し、失業保険に加入したり、生活保護をうけたり、または入隊する権利がある。少数の子が十六才を越えて親に依存するとしても、そのことは、すべての親が子を十八才まで扶養する義務を負うべきであるとする理由にはならない⁽¹⁵⁾ というのである。このよつた見解にもとづいて、一九七六年の草案には次のような規定がもり込まれた。

第十三条 すべての親は、そうすることが可能である範囲において、彼または彼女の未婚の子であり、(a) 十六才未満であるか、(b) 十六才またはそれ以上であるが、病気・無氣力その他の理由で、彼または彼女の親の責任を免れることができないか、または生活必需品を自給できない子のために、扶養料を支払う義務を負う。⁽¹⁶⁾

右の規定に対しても直ちに批判が加えられた。すなわち、①年令は(a)(b)両項目について十八才にひき上げるべき

きである。②親は十六才未満の子を教育する義務を負うべきである。③教育の内容が明確にさるべきである。
 ④生活必需品という用語の代わりに、『適切な扶養料』とするよう配慮されるべきである。このうち、③は文部大臣によつて要求され、④は州裁判所判事によつて提案された。これらの批判のうち、②および④をうけ入れて、一九七七年の草案では、(1)親はいまや教育および扶養の義務を負うとし、また(2)生活必需品という用語は、『必需品』に代えることとした。⁽¹⁷⁾

右のような経過をたどつたのち、一九七八年三月三十日に家族法改正法 (The Family Law Reform Act) が施行されることになった。この法律はオンタリオ州ではじめて、前文 (preamble) において法律を制定した目的を明示している。それによれば、社会における家族の役割を勇気づけ、強化することが望ましい。この目的のため、婚姻において夫婦が個人として平等の地位にあること、さらに婚姻を組合 (partnership) の一形式として承認する必要がある。そして、かかる承認を支持するため、組合の破綻にもとづく夫婦の諸問題を秩序正しく、公平に解決するため、法律に規定を設け、また彼等の子のために親が責任を公平に分担することを含め、家族関係における他の相互の義務を規定することが必要である旨を明示している。⁽¹⁸⁾ そして、第二部を「扶養義務」(support obligation) とし、婚姻が継続中の家族の財政的扶養について規定を設け、オンタリオ州におけるすべての裁判所での配偶者および子の一般的な扶養請求を定めている。⁽¹⁹⁾ 離婚により婚姻が解消するとき、財政的な規定は、以前と同じく一九七〇年の連邦離婚法によつて処理されることになる。⁽²⁰⁾ したがつて、離婚仮判決に含まれる命令の中で子のために財政的な規定のとり決めがあつたとしても、子はその後、家族法改正法のもとで扶養料を請求することを妨げられるものではない。⁽²¹⁾

い)子の扶養料に関する具体的な規定としては、第十六条で、(1)すべての親は、親がそうすることが可能で

カナダにおける子の扶養をめぐる一考察

ある範囲において、彼または彼女の未婚の十八才未満の子のために、必要に応じて、扶養料を支払うべき義務を負う。(2)第一項のもとでの義務は、十六才またはそれ以上であり、親の監督から解放された子には及ばないと定めた。⁽²²⁾つまり、親の子に対する扶養義務は、未婚の十八才未満の子を対象とし、十六才に達して親の監督から解放された子は対象外ということになるわけである。

右のように家族法改正法が施行されるのに先立つて、一九七七年には幼児法改正法 (The Children's Law Reform Act) がすでに制定されており、第一条・四項には注目すべき規定がみられる。⁽²³⁾すなわち、婚姻により出生した子と婚姻外の子の間にコモン・ローが認めていたいかなる差別も廃止され、親と子の関係およびそれから流出する親族関係は、本条に従い、コモン・ローのために決定されるものとする。コモン・ローがこれまで長年にわたって固持してきた嫡出子と婚外子という子の身分をめぐる差別はこれによつて完全に廃止されたわけである。

また、一九七八年の家族法改正法の施行と同時に、やきにみた①幼児扶養法、②遺棄された妻および幼児の扶養法は完全に廃止され、③幼児法のうちの扶養に関する部分および④婚姻訴訟事件のうちの扶養および婚姻の取消に関する部分が廃止されることになつてゐる。その結果、婚姻が継続中の親の子に対する扶養の問題について、今後はすべて、家族法改正法の第二部「扶養義務」(support obligation) の規定が適用されることになる。降つて、一九八二年十一月にオンタリオ州法務長官は、一九七八年の家族法改正法の再調査を開始した。この広範囲な研究の結果、オンタリオ州には家族法の新らしい体制が作り出され、一九八六年三月一日に家族法典 (The Family Law Act) が公布されるにいたつた。その前文は次のように述べている。すなわち、家族の役割を助長し、強化する」とが望ましく、その目的のために、婚姻において配偶者が個人として平等の地位にある

ことを承認する必要があり、またかかる承認を支持するため、法律により、協力関係が破綻したことによる配偶者の問題を規律正しく公平に解決するため、さらに彼等の子のために親が平等に責任を負担することを含め、家族関係における他の相互の義務を規定する必要があるとしている。⁽²⁴⁾

右のような趣旨を実現するために設けられた家族法典は、子の扶養の問題をどのように規定するのであろうか。第三部を「扶養義務」とし、その中で次のように定めている。

第三十一条 (1) すべての親は、必要に応じて、未成年者であるか、またはフル・タイムの勉学プログラムに登録されている、彼または彼女の子のために、そうすることができる範囲において、扶養料を支払う義務を負う。⁽²⁵⁾ (2) 第一項のもとでの義務は、十六才またはそれ以上であり、親の監督から解放された子には及ばない。⁽²⁶⁾

ここには未成年者というのみで、何才になれば成年に達するのか明らかでない。これについては別に、「成年の年令、および責任に関する法律」(The age of Majority and Accountability Act)によつて、十八才を成年と定めている。したがつて、未成年は十八才未満といふことになる。元きの家族法改正法の第十六条によれば、十八才以上の子がフル・タイムの教育施設に出席しているとき、子の扶養について何の規定もなかつた。これを例外とすれば、前の二つの法律は内容が非常によく似ている。しかし、これとは別に、一九六八年の連邦の離婚法の第二条・(b)項にみられた規定、すなわち、すべての親は……十六才またはそれ以上であるが、病気・無能力または他の理由で、彼または彼女の親としての責任を免れることができないか、または生活必需品を自給できない子のために扶養料を支払う義務を負うとする規定を欠いていることに注目しなければならない。⁽²⁷⁾

(1) 村井「カナダ家族法の諸問題」五四頁。

カナダにおける子の扶養をめぐる一考察

- (3) D.L.R.2d. vol.67. p.17. (1921)
- (3) [1931]D.L.R., vol.3. p.200.
- (4) D.L.R.2d. vol.19. p.572. (1919)
- (5) R.S.O.1970. vol.1. p.625.
- (6) 村井「カナダの離婚法」被服訴訟審第九卷 | · |||印 | 二七七頁— | 二九九頁。
- (7) 村井・前掲資料 | 八六頁。
- (8) 森島昭夫・ケネス・ローハック編「カナダ法概説」 | 四六頁。
- (9) R.S.O.1970. vol.1. p.1418.
- (10) R.S.O.1980. vol.2. p.887.
- (11) R.S.O.1980. vol.3. p.365.
- (12) R.S.C.1970. c.34. criminal code.
- (13) S.Forden, Canadian Family Law. cases and materials. p.8-100. (1977)
- (14) S.Forden, op.cit. p.8-101.
- (15) S.Forden, op.cit. p.8-103.
- (16) S.Forden, op.cit. p.8-103.
- (17) S.Forden, op.cit. p.8-103.
- (18) R.S.O.1980. vol.3. p.107.
- (19) R.S.O.1980. vol.3. p.114.
- (20) C.MacDonald, Law and Practice under the Family Law Reform Act of Ontario. vol.1. p.2-1. (1980)
- (21) C.MacDonald, op.cit., p.2-16. (1980)

- (22) R.S.O.1980. vol.I. p.115.
- (23) R.S.O.1980. vol.I. p.743.
- (24) L.Lenkinski, A practical Guide to the Family Law Act. 1980. p.147.
- (25) L.Lenkinski, op.cit., p.163.
- (26) R.S.O.1980. ch.7.
- (27) C.MacDonald, op.cit., vol.I.p.2-18. (1980)

III 扶養料を決定するたぬの要因

オンタリオ州において、親の子に対する扶養義務に関する法律上の規定は、一九七八年の「家族法改正法」の第一部を経て、一九八六年の「家族法典」の第三部へと受け継がれた。いひで問題になるのは、離婚後に子を監護する仕事をひき受ける夫または妻から他方に対する子の扶養料の請求を審理するに当り、裁判所はどのよいつな要因を考慮しなければならないかといふことである。⁽¹⁾一九七八年の「家族法改正法」では、第十八条・五項に「金額の決定」と題し、「要求に関して扶養料の額を決定するに当り、わしあれば、裁判所は、下記のよつたな当事者のすべての事情を考慮するものとする」とし、(a)なごし(k)および(p)に個別的な事情を含めていた。⁽²⁾一九八六年の「家族法典」でも第三十二条・九項の(a)なごし(k)および(p)に同趣旨の規定を設けている。いひでは詳細にわたる後者の内容をあげてみよう。

カナダにおける子の扶養をめぐる一考察

- (a) 被扶養者および被告の現在の資産。
 - (b) 被扶養者および被告が将来に取得すると思われる資産。
 - (c) 被扶養者が彼または彼女自身を扶養するのに寄与すべき能力。
 - (d) 被告が扶養料を支払う能力。
 - (e) 被扶養者および被告の年令、肉体的・精神的健康。
 - (f) 被扶養者の要求。それを決定するに当り、裁判所は、当事者が同居していた間の標準的な生活水準を考慮しなければならない。
 - (g) 被扶養者が彼または彼女自信の扶養料を準備することができるよう利用できる手段および被扶養者がこれら手段をとることができるための期間およびそれに要する費用。
 - (h) 被扶養者または被告が他人のための扶養料を支払うべき何か法律上の義務。
 - (i) 被扶養者または被告が子を世話するために家庭に残るという希望。
 - (j) 被告の潜在的な経歴を実現することに被扶養者が寄与すること。
 - (k) 被扶養者が子であれば、
 - ① 教育をうけることについての素質および合理的な希望。
 - ② 子が安定した環境を望んでいること。
(被扶養者が配偶者の場合であるためここでは省略する)
 - (m) 公金による以外に、被扶養者が扶養料を請求できる何か他の法律上の権利。
- 右にみたように、子の扶養料を決定するに当り、裁判所が考慮すべき要因として種々の事情が詳細にわたって

指摘されてゐる。しかも、いわゆる(i)を除いて、被扶養者という用語はすべて子を含んだ広い意味で使用されてしまふ。本稿では、これを「扶養をうける子」という意味に限定し、具体的な事例において、子の扶養料を決定するため裁判所によつて考慮された種々の事情のうち、主要な要因についてのみ検討するにしむ。

(1) R.S.O.1980. vol.3. pp.116-117.

(2) L.Lenkinski, A practical Guide to the Family Law Act.1980. Appendix. pp.165-166.

① パラス方式

子の扶養料を決定するための主要な要因を検討するに先立ち、いわばその前提として承知しておかなければならぬこととして、「パラス方式」(Paras Formula)と称される基本的な公式が提示されてゐる。やがて連邦の一九六八年の離婚法の第十一條・一項に、「離婚仮判決を与える場合に」、裁判所は、当事者の行為、各自の条件・資力および他の事情を考慮し、それが適当かつ公正と考えるとき、夫または妻に対し、婚姻による子の扶養料として、裁判所が合理的と判断すると認められ、一時金もしくは定期金を保証し、またはその支払いを要求する命令を発することができる」と記載を定めていた。⁽¹⁾ カナダ最高裁判所では、右の直後の paras v.paras へ一九七一年⁽²⁾事件が右の離婚法の規定に関連し、「パラス方式」と称される公式を提示したわけである。

この事件において、夫が一九七六年の連邦離婚法のもとで訴を提起する直前、すでに三年間別居しており、夫婦の間には三人の子がいる。三人とも妻(母)と同居し、学生であり、夏の休暇にはアルバイトで稼いでいる。別居中、夫は妻に対し、毎月一〇〇ドルの小切手を送金しているが、妻は彼女自信の考え方で、このうち最近の日

付の三件のみ現金化したにすぎない。なお、三人の子のうち、一人はすでに成年に達している。夫が離婚の訴を提起したのに対し、裁判所は夫が妻に一人の子それそのため毎月六十ドルの仮扶養料 (interim maintenance) やび仮訴訟費用を支払うよう命じたので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、次のように判断する、すなわち、婚姻による子を扶養する義務は、金銭的な額に変形されるけれども、両親に等しく負わされ、義務を免除するには両親の相対的な支払能力を明確に考慮しなければならない。理想的には、子の世話・扶養料および教育のために必要とされる金額を、両親それぞれの収入および財産に比例して分割し、子の身体を世話しない方の親が適切な割合を支払うよう命じる」とによつて、問題は解決されるというのである。

右のよう、一九六八年の連邦離婚法の規定と関連して表明された「パラス方式」と称される基本的な見解は、オンタリオ州の一九七八年の家族法改正法のもとでも、子の扶養料を決定するに当つて大きな拠り所として、仮扶養料はもとより、永久的扶養料 (permanent maintenance) についてもうけ継がれることになった。⁽³⁾

最初に Allen v. Allen (一九八一) 事件において、裁判所は、両親それぞれが税金を支払つたのちにほぼ同額の純粹に処分である収入、つまり可処分所得 (net dischargeable income) をもつことが本件では子にとって最善の利益であると認定し、離婚後に子を監護しない夫が一人の子に扶養料として週五十ドルずつ支払うよう命じている。これを具体的にいえば、裁判所は両親がそれぞれ負担すべき子のための扶養料について、まず子が必要とする費用の総類を計算し、ついで総額を両親それぞれの収入に応じて比例配分 (pro·rate) して負担を決定することになる。⁽⁵⁾ たとえば、夫の収入が一〇・〇〇〇ドル、妻の収入が四〇・〇〇〇ドルであり、毎月、子の扶養に必要な金額が四五〇ドルとすれば、夫婦各自が負担すべき扶養料の額は次のようにして確定される。

$$\text{夫} = 450 \times \frac{20,000}{20,000 + 40,000} = 150$$

$$\text{妻} = 450 \times \frac{40,000}{20,000 + 40,000} = 300$$

これにより、夫は一五〇ドル、妻は二〇〇ドル、子の扶養料を負担すべきとなる。⁽⁶⁾

その後、一九八六年の連邦離婚法第十五条のもとで、Wardlaw v. Wardlaw(一九八七)事件において、裁判所はとくにプラス方式に言及する」となく、この方式を適用してくる。⁽⁷⁾ もう一例、カナダ最高裁判所のRichardson v. Richardson(一九八七)事件において、裁判所は、両親が彼等の子を、子の要求に従い、彼等の義務を果すべき両親それぞれの能力に従つて扶養すべき相互的な義務を負うという原則は、オンタリオ州における子の扶養の問題を支配しているという。右の両事件はいずれも、一九八六年の家族法典のもとでも裁判所がプラス方式の適用を是認する事実を示していよう。

たしかに、一つの原則として、プラス方式は一九七六年の離婚法の第十一條、一九八六年の離婚法の第十五条の規定のもとで、子に適切な生活水準を保証する役割を果すように思われる。⁽⁸⁾ しかし、つねに右の方式に従うことによって妥当な成果を得る」とができるのであろうか。決してそうとは思えない。それによつて、ときには不都合な結果を招く大きな危険を含んでいる。統計の上でみれば、母が一人で子を監護している家計では、子を監護しない父の家計と比較すると、収入は四〇%ないし八〇%であるという。⁽⁹⁾ これはまだましな部類のようで、とあるには子を監護する母が経済的にみてきわめて弱い立場にあり、自分自身の生活を維持するのに必要な最低限度の収入はあるけれども、子の扶養のために余分の金銭を支払うことができないところもある。これと対照に、

カナダにおける子の扶養をめぐる一考察

子を監護する母は一五・〇〇〇ドルのかせぎがあるが、父は失業していて子の扶養料を負担できないという例もみられる。⁽¹¹⁾

そこで、プラス方式を適用すると、生じる不都合を調整する一つの考え方が Moosa v. Moosa (一九九〇)⁽¹²⁾ 事件で示された。この事件において、父は年に二一四・〇〇〇ドルの収入があるのにに対し、母は一〇・〇〇ドルにすぎない。裁判所によれば、このような場合は各自、彼または彼女の収入から、個人的な生計の費用 (personal subsistence) として、まず毎月約一・〇〇〇ドルを控除すべきであるとする。その結果、父については一二・〇〇〇ドルを基礎とし、母については収入をゼロとし、父に子の扶養料を負担させようという。そして、他方において、母は子の監護について扶養料という経済的な負担はしないが、事実上、子を世話し、子との情緒的な相互関係を継続的に享有することにより、子の監護について大きな割合の負担をしている事実を考慮することになる。

右のような考え方を是認するものとして、次のような論評もみられる。すなわち、これは子を監護する母が多くの金銭を手にできることを目的としている。大多数の場合に母が子を監護し、婚姻が破綻したのち、母が父よりも少額の金銭しかせがない結果、父がより多くの扶養料を支払うことになる。プラス方式が、子を監護する母が現実に行っている前示のような非経済的な負担を認めないがゆえに、この考え方は合理的なものだというのである。⁽¹³⁾

これと同じ趣旨を示すものとして、Hutton v. Hutton (一九八五)⁽¹⁴⁾ 事件では両親の収入について非常な不釣合いが存在するか、または運の悪い配偶者がやっと生計を維持できるに近い収入しかない場合に、プラス方式は厳格に適用すべきではないとしたうえで、現に夫は週に五一五ドルの収入があるが、妻は二七五ドルにすぎず、

夫のゅいにくる子の扶養料を支払う余裕のない事情を認定し、ペラス方式は、各自の純収入から最低生活費 (subsistence amount) を控除すべりにによって調整されるべきであるとした。また、Lesnick v. Lesnick (一九九一)⁽¹⁵⁾ 事件においても、具体的な事情は明らかでないが、子を養育すべき費用に関する証拠が欠けてくる場合、ペラス方式は子の扶養料を決定するため適用するべきではないと判断している。

連邦離婚法のゅいで paras v. paras (一九七一) 事件で提示されたペラス方式についていえば、一方において、その後の判例で明白にいの方式に従つてくるものみられる⁽¹⁶⁾。だが、他方において、この方式は、子の扶養料を決定するにつけ、つねにそのまま適用されるべき普遍的な原則ではなく、両親それぞれの収入と関連して、前示のような事情のゅいで、いかには適切な調整を加えた上でなければ適用されないし、いかには全く適用すべきになふ場合も生じるいわを認めなければならぬ。

- (1) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第九卷1・11号 一八六頁。
- (2) R.F.L. vol.2. p.328.
- (3) L.Lenkinski, A practical Guide to the Family Law Act. p.101. (1986)
- (4) R.F.L. 2d. vol.24, p.152.
- (5) C.Kronby, Canadian Family Law. p.82. (1981)
- (6) L.Lenkinski, op.cit. p.101.
- (7) L.Lenkinski, op.cit. p.102.
- (8) R.F.R.3d. vol.7, p.304.
- (9) C.Rogerson, Judicial interpretation of the spouses and child support provisions of Divorce Act. (1985), part II. C.F.L.Q. vol.7. p.273. (1991).

カナダにおける子の扶養をめぐる一考察

- (2) D.pash, Gender Bias and child support. sharing and poverty. C.F.L.Q.vol.10. p.48. (1990).
- (11) C.Kronby.op.cit.pp.81-82.
- (12) R.F.L.3d.vol.26.p.107.
- (13) D.pash and McCall, How much and why? An overview. C.F.L.Q. vol.5. p.129. (1985)
- (14) R.F.L.2d. vol.48. p.451.
- (15) McDonald and Wilton, Annotated Ontario Family Law Act. p.210. (1995)
- (16) McDonald and Wilton, op.cit. p.210.